

札幌真栄高等学校生徒心得

I 基本的な心得

- 1 校訓「優れた力・優しい心」を目標に、日々実践に努めよう。
- 2 すすんで学び、知性を磨き、豊かな情操を身につけよう。
- 3 お互いに認め、活かし合い、自由闊達な校風を確立しよう。
- 4 是非をわきまえ、規律を守り、明るい生活を送ろう。
- 5 身だしなみを整え、礼儀正しく行動しよう。
- 6 思いやりと感謝の心を持って人と接しよう。
- 7 人に求めず、自らすすんで奉仕しよう。
- 8 気迫を込めてことに挑み、最後までやり抜こう。
- 9 生命を大切にし、自らすすんで心身を鍛えよう。
- 10 本校生としての誇りを持ち、自覚ある行動をとろう。

II 身だしなみ

1 制服

- (1) 通学には常に制服を着用する。
- (2) 制服の変形および加工はしない。
- (3) 制服については別に定める。

2 頭髪

- (1) 頭髪は清楚に整える。
- (2) 頭髪の変形および加工はしない。
- (3) 頭髪については別に定める。

3 履物

- (1) 上靴は学校指定のものとする。
- (2) 外靴は機能的なものとし、サンダルなど登下校用としてふさわしくない履物は着用しない。

4 装飾・化粧

- (1) 高校生らしく清楚な身だしなみをし、化粧や装飾はしない。

5 防寒着

- (1) 女子生徒は校内で、カーディガンを着用してもよい。ただし、色は紺色とする。
- (2) コートは防寒を目的とし、華美にならないようにする。
- (3) 校内では、パーカーやコートなど防寒着の着用をしない。

6 その他

- (1) 通学にはバッグ、リュック等を使用する。
- (2) やむを得ない理由で規定以外の服装などをしなければならないときは、担任に「異装願」を提出し、許可を受ける。
- (3) 身だしなみについては別に定める。

Ⅲ 登下校

1 登下校の時間

- (1) 朝のホームルーム開始5分前（8時35分）を目処に登校する。
- (2) 原則として、次の時間以前には登校しない。
 - ・夏季（4月～11月）7時
 - ・冬季（12月～3月）7時30分
- (3) 原則として、16時50分までに下校する。

2 登下校の方法

- (1) 車両（自転車を除く。原動機付き自転車(原付バイク)、自動二輪、乗用車など）の運転による通学はしない。
- (2) 自転車通学期間は原則として、4月から11月までとし、自転車通学をする場合は「自転車通学届」を生徒指導部に提出する。
- (3) スクールバスや路線バスなどを利用する際には、乗車および車中でのマナーを心がける。
 - ・バスは整列して待つ。
 - ・乗車の際は押し合うなどの危険行為はしない。
 - ・車中では人の迷惑になるようなことはしない。
 - ・乗務員の指示には素直に従い、感謝の気持ちを表す。
 - ・座席に荷物を置き、座席を確保するなどの行為をしない。
- (4) バスや地下鉄の不正乗車はしない。

Ⅳ 校内生活

1 礼儀、挨拶

- (1) 誰に対しても、常に明るく挨拶する。
- (2) 職員室、事務室などへの入室の際には、身だしなみを整え、礼儀を尽くす。
- (3) 授業は挨拶で始まり、挨拶で終わる。

2 欠席

- (1) 欠席する場合は、保護者より連絡する。

3 遅刻・早退・外出

- (1) 遅刻する場合は担任に連絡する。
- (2) 遅刻・早退ややむを得ず途中外出するときは、職員室で所定の手続きをとる。

4 校具の使用

- (1) 校具などを使用するときは、必ず関係職員の許可を受ける。
- (2) 校舎、施設および校具などを汚したり破損したときは、直ちに関係職員に届け出る。

5 所持品

- (1) 教科書等の所持品には記名する。
- (2) 金銭などの貴重品は自己管理を徹底する。場合によっては担任や関係職員に預ける。
- (3) 所持品の貸借および交換、売買はしない。
- (4) 所持品が紛失または盗難にあった場合は、直ちに担任又は生徒指導部に届ける。
- (5) 就学上不必要な所持品は持参しない。
- (6) 教科書等の個人の所持品はロッカーに保管するか、持ち帰る。

6 ロッカーの使用

- (1) 指定（クラス・出席番号）されたものを使用し、必ず施錠すること。
- (2) 学習用具等、学校に持ってきてよいもののみ保管すること。
- (3) 清掃、管理は各自で行うこと。（落書きやシール貼り厳禁）
- (4) 指示のあった期間は空にして解錠状態にすること。

V 校外生活

1 校外生活の態度

- (1) 校外であっても、常に本校生徒としての品位を保ち行動する。
- (2) 身分証明書は常に携帯する。

2 外出・外泊

- (1) 外出時間は原則として 22 時までとする。
- (2) 保護者が許可しない外泊は禁止する。

3 出入り禁止場所

- (1) 次の場所の出入りは禁止する。
 - ・パチンコ店、麻雀荘、風俗店などの未成年者の立入が禁止されている場所。
 - ・居酒屋、クラブなど酒類を扱う飲食店や遊戯施設。

4 アルバイト

- (1) アルバイトをする場合は、事前に「アルバイト届」を担任に提出する。ただし、以下の場合は禁止する。
 - ・就業時間が深夜（22 時以降）におよぶもの
 - ・身体や生命に危険が予想されるもの
 - ・学業に支障をきたすもの
 - ・酒類を主として扱う飲食店や遊戯施設
 - ・風紀上問題がある業種

5 交通安全

- (1) 交通法規、公衆道徳を守り、事故の未然防止に努める。
- (2) 人命尊重の精神を持ち、他人の安全にも留意する。
- (3) 万一、交通事故に係わった場合は速やかに対処し、必ず学校に届け出る。
- (4) 保護者の認めない人物の車両には決して同乗しない。

6 運転免許の取得

- (1) 原動機付き自転車（原付バイク）や自動二輪車などのバイクの免許の取得は禁止する。
- (2) 原則として、自動車運転免許を取得してはならない。ただし、3 年後期の家庭学習期間中は願い出により取得することができる。
 - ・自動車運転免許の許可基準は別に定める。

VI その他の心得

1 携帯電話・スマートフォンの使用

- (1) 授業中および廊下・階段での携帯電話・イヤホンの使用はしない。
- (2) 「出会い系サイト」は絶対に利用しない。
- (3) インターネット・SNS などの使い方には十分注意する。また、他者を傷つけるような使用はしない。

2 違法行為の禁止

- (1) 飲酒、喫煙など未成年に禁じられている行為は絶対にしない。
- (2) 万引き、暴力行為、窃盗、不純異性交遊などの触法行為は絶対にしない。
- (3) 大麻・有機溶剤・覚せい剤などの薬物は絶対に乱用しない。